令和７年１月　第７回議会改革推進特別委員会

令和７年１月１６日（木）

○議事日程

（１）課題の整理について

①議員報酬の見直し

②政務活動費の検証

③農林業振興会議のオブザーバー参加要請

（２）その他

○出席委員（１０名）

委員長６番	岸　　徹　也　君	副委員長１０番	村　瀬　　廣　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　村　　忠　君
５番	内ヶ島　祐　一　君	７番	村　上　忠　弘　君
８番	川　上　絹　子　君	９番	向　井　孝　一　君
（議長	芳　賀　芳　夫　君）		

○欠席委員（１名）

１１番　日　置　紳　一　君

○出席事務局職員

議会事務局長　　伊　藤　靖　徳　君

議会事務局主事　　海　津　侑　也　君

開議　9時００分

◎委員長あいさつ

○委員長（岸　徹也君）　おはようございます。改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。また何かと御多用の中、第７回議会改革推進特別委員会へお集まり頂きまして誠にありがとうございます。本日も、皆様方から御意見を頂きながら、本特別委員会を前に進めてまいりたいと思いますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎開会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　日置委員より欠席の届出があります。只今の出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、第７回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

◎議題１

○委員長（岸　徹也君）　これより議事に入ります。

議題1、課題の整理についてを議題といたします。

前回の特別委員会において、議会基本条例の３点、この３点というのは、行財政改革の視点、そして町政の課題及び将来展望、そして議員に求められる役割や責務、この３点の部分において、本日、各委員の皆様方からお考え、御意見を伺うということで前回は終わっております。本日は、その部分において、各委員の皆様方から、様々な視点で構わないと思いますので御意見をまず頂きたいということ。そしてもう１点、これも前回お話もしていると思いますが、いわゆるその議長や副議長、常任委員長においての、委員長ですね、もとい、議長、副議長、委員長においての役職手当の考え方、この部分においても、委員の皆様方から御意見があれば、考え方があれば、まだ検討中だということでも、それは構いませんと思いますので、何かお考えがあれば、そこもあわせて、御意見を頂ければというふうに思っております。それでは、上村委員。いつも最初で大変申し訳ないんですけれども、上村委員から。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　まず15条の２項ですね、の部分についてのことなんですが、まず定数、報酬の改正で今の議論は、報酬の改正についてということでありますので、その改正が、行財政改革の視点ではどうなのか。これは議員の成り手不足を解消する決議が、北海道の町村議長会から決議があったものですね。議員報酬の適正に関する特別決議というものがあったと。これを踏まえて始まってることですので、議員の立場、報酬を向上させるということが、行財政改革にとって、望ましいということで始まってるというふうに理解しています。で、町政の課題、将来の展望ということについても、議員の立場、環境をしっかり守る、向上させることによって、多様な意見、闊達な意見が生まれるというふ

うに感じています。もちろん議員に求められる役割責務、こういうことは、そのあとの町民の多様な意見っていう意味も含めて、議員が活発に活動することによって、様々生まれてくるというふうに感じています。ですので、もちろん前提としてはもう全体の話の中では、報酬を上げるということを前提にして議論していますので、そういうことに重ねてっていう意味では確認という意味でお話しさせていただいております。あと別な視点から言ってもですね、今金の財政的な状況がよくない状況にあるのかというと、私はそうでないというふうに思っております。人事院勧告どおりに報酬を上げれる環境ではあるということを見てもそれが言えると思います。あと広報誌等に町の財政の状況を公表されてますが、その中身についても、危機的状況にあるという発表はないわけですから、そういう意味において必要なところには予算をしっかりつけていくっていう意味では全然問題がないというふうに感じています。ですので、いろいろ様々話しましたけども、そういった意味で、議会条例に則っても、今回の報酬を上げるということに関しては問題ないというふうに私は感じています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　役職手当か何か考え方、もしあればですけれども、検討中であればそれでも。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　追加ですいません。あくまで私見なところでありますが、議長会での特別決議において、あ、違いますね。資料の１の１番最初の表紙にあるやつですね。今回皆さんの活動を積み上げていくと、町長の報酬に対するおおむね 30%程度の目安があったと。今の現状は 30%ないという状況ですから、30%を目指すっていうことがいいのかなというふうに感じてます。議長会の決議で、47%程度を目指すというところが文言としてあります。議長はそこまで目指してもいいのではないかなっていう感じは受けます。それに付随して、副議長、委員長という、考え方の一つで目安として、そこまで持っていけるかどうかは、今数字でちょっと計算もしてないのであれですけども、目指すという意味ではいいのではないかなというふうに感じています。議長を決めた上で、副議長、委員長も、今までの手当の比例するのか、その辺はまた変わってくると思いますが、少なくともその決議に対してのスタンスとしては、まずは議長はその目標に向かっていくっていうことがいいのではないかなというふうに私は感じています。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。続きまして、内ヶ島委員お願いいたします。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　私は基本条例に則って進めていただきたいと思ってます。この報酬についてもいろいろ書かれてますけども、一つ一つこうクリアしながらみんなが納得できるような形にしていければと思ってます。ましてや 11 月１日の総務産業常任委員会で出された資料の中でも、財政健全化に向け検討している事務事業についてとか、いろいろ高齢者施策とかってこう出てる中で、どれが正しいのか、正しいのかって言い方おかし

いんですけども、報酬を上げるにしても、どのようにしていったらいいのか、再度話合いしてくべきかなと思ってます。議長、副議長、委員長の報酬についてもそれがはっきりしないと何とも言えないということで検討中ということでお願いいたします。

以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。続きまして村上委員お願いいたします。

○７番（村上忠弘君）　まず、私言いたいのはですね、基本条例、今まで過去にこの報酬だとか定数の話の中で、この基本条例にのっとった議論というのがなされてないんですよね。この基本条例、平成19年に出来て以来、基本条例のやっぱり見直しってのはやっぱり私は必要かなというふうに思っております。この基本条例そのものをこれ、他町の部分をですね、参考にしてつくった条例であって、我が町のここの報酬だとか定数の部分についてはですね、ちょっともう少しこれを見直す必要があるのかなというふうに思っております。過去、こういった部分で報酬だとか定数の部分についてはですね、見送ってきているわけなんですよね。その見送りの中にはですね、財政状況を鑑みてっていうことについてはですね、話としては出てなかったはずだと私は記憶しております。ですから、財政状況がどうのこうのだとかっていうことと、この報酬とはね、やっぱり別に考えるべきだと思っております。財政健全化の中の話でも、給与だとかそういった部分の見直しだとかってそういった部分はですね、今回、協議される部分には入ってきてないんですよね。ですから、私はやっぱり報酬と財政等、財政がよかったら上げていいのか、悪かったら下げればいいのかというそういう議論にはならないのかなと思っております。それから前回、その原価方式で出た算出方法の中で、この平均値の 29.6%の部分のですね、私は役職員の定額の部分で、その差額っていうのをつけて言ったらいいんじゃないかなと私は思っております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。それでは、続きまして、川上委員お願いいたします。

○８番（川上絹子君）　私は、この話が出るようになってずっと年末からもずっと考えていたんですけども、自分の結論としては、報酬を上げることは今反対します。なぜかというと、今の町民にも、前町長が政策として出した100歳になったら30万、88歳に3万、80歳で1万という報酬も、財政がきついから下げてくれって言って、みんなにそれをしわ寄せを補ってもらってます。あとほかにもいろんなことで、町民がある程度我慢していることも、お願いしながらやってきてる状況の中で、それからこれからの箱物のこととか、私たちの選挙っちゅうのは今金の場合、1回も選挙に出る人が足りなかったということはないんですよ、いつでも選挙あって。だからそれに今報酬を上げて、それでないと成り手がいないっていう形の話合いっちゅうのは今はふさわしくないのかなと思ってます。報酬を上げることはみんな誰しもたくさん欲しいけども、今の今金町のいろんな建てた物とかいろんなものを考えたときに、今はその話をしてあげていくべきじゃないような気がします。それから役職員の報酬と言いますけども、議員の給料が上がれば、おのずと役

職員の給料も自動的に上がっていくような形になるので、それは改めて話し合う必要もないかなと思ってます。毎日私たちが常勤のように出てくるんであればやっぱり考えてもらわなきゃないなとは思いますけども、今の状況を考えたときには、やっぱりこれ以上報酬を上げるっていうのは、町民のみんなに何か整合性がとれないんですよね。話で納得してもらうには。だからいろいろな考えがあるでしょうから、みんなが上げなきゃ困るとか、上げたいっていうほうの意見が多ければそれなりに従いますけども、みんなでよく話し合うべきかなと思ってます。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。続きまして向井委員お願いいたします。

○９番（向井孝一君）　基本条例っていうのは、先輩方がつくって、今まで何回も見直しをかけながら今日まで来てるわけですけれども、やはり報酬だとか定数問題に対しては町民の意見を聴取するってことがあるわけですから、それをきちっと、これを決めていく段階で、その過程を踏んで頂きたいというのが一つ。それともう一つは、北海道議長会でこういう話が出てっていう話なんですけど、檜山管内でこの話を進めてるのは、今金町と厚沢部町しか聞いてません。隣の町では令和 7 年度に議会改革の特別委員会をつくって進めていくっていうようなことを聞いております。それで、他町の現況というのはどうなってるかということも、やはりきちっと委員長なり局長が、教えるべきかなっていうふうには思っております。それと、私はあくまでも、全部が反対ということではありません。改選後に、こういうふうにしたいっていうんであれば、私は納得したい。しかしながら、任期中にやるということに対しては、私は認めるわけにいきません。そういう考えです。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員、議長、副議長、委員長の役職の手当的なところの考えというのはありませんか。

○９番（向井孝一君）　それはやっぱり上げるっていう話がきちっとした中で、議論すべきで、これがありきっていうことではないと思うんですよ。

○委員長（岸　徹也君）　村上委員。

○７番（村上忠弘君）　定率にするのか、定額にするのかの話ですよね。

○委員長（岸　徹也君）　そうです。一つのお考えを、御意見を委員の皆様から受けたいという段階ですので、御意見があればっていう部分で聞いております。

○７番（村上忠弘君）　前回出された、何ていうかな、計算で定率の場合と定額の場合との部分での考えということですよね。

○委員長（岸　徹也君）　そうです。続きまして、矢内委員お願いいたします。

○３番（矢内義則君）　議員報酬の見直しについて審議してまいりました。私は、報酬の上げることについては賛成いたします。根拠は今回、原価方式モデルによる算出方法を基礎といたしました。今金町議会は 30 年間の長きにわたって議員報酬を上げないでまいりました。しかし今、全国、全道的に値上げについて、議論されております。これは、全企業の労賃値上げが全国的に今行われております。議員も、例外ではないと思います。議員の成り手不足問題は、原因の一つに、議員報酬の問題があることは間違いないが、しかしそ

れだけではないと思います。しんどいことや、面倒なことは、引受けたら損、そういう社会の風潮が、課題の解決を困難にしているのではないか。人口減少や少子高齢化、空き家対策など、道路水道などのインフラ整備など、住民に身近な地方議会は、役割は増してきております。住民の方々の対話をする機会を増やしながら、現況の課題の解決に向けた取組をしたいと思います。役職手当については従来の計算方式で、いいと思います。以上でございます。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。続きまして岸雅子委員お願いいたします。

○２番（岸　雅子君）　この基本条例 15 条の 2 項についての考えは、行財政改革の視点や、町政の課題及び将来展望のことを考えると、報酬を上げることに対して町民の理解を得るというのは本当難しいことだと思います。でもその予算って考えたときに、予算ないよって言われたときには、そこでとまってしまうものもありますし、すごいそれは壁になると思うので、そこだけを考えると、本当に前に進むことが難しいとは思うのですが、3 点目に議員に求められる役割や責務っていうのがありますけれども、こちらのことを考えると、議員報酬というのは、議員が行う役務に対する対価だと思うんですね。役務としての活動量、議員としての活動量が増加すれば、対価は必然的に増えると思うんで、先日その原価方式に則って、各個人が活動量を出したと思うんですけれども、それに対する議員の報酬というのは、今の、議員報酬とはちょっと違う金額が出てくるというのも明らかになりました。議員の研修誌をこの間ちょっと見ましたら、全国平均も出ていまして、町村議会の議員報酬の全国平均は 21 万 9624 円という数字が出てます。そこと比べても、明らかにちょっと差があるなとは思うので、議員の報酬適正化っていうことをまず考えてはどうかというふうに思っております。なので、上げる、下げるではなく、私は適正化っていうことを、町民の皆さんもそうなんですけれども、ちょっと考えていただきたいなと思うのでそこには、やはり町民の方との意見交換だったり、こちら側のこういういろんな資料に基づいてのとか、この原価方式の結果が出ているので、そこはお知らせしながら、話合いをしていくっていうことは大事だと思っております。それで、役員手当のほうですけれども、そちらはまだ、今は現状でいいと思ってますけれども、またちょっと話合いで考え方も変わるかもしれませんし、今現状のままでよいのではないかというふうには考えております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。続きまして苅屋委員お願いいたします。

○１番（苅屋泰裕君）　まずですね、各視点についてちょっと私の考えを言わせていただきます。まず、行財政改革の視点ということでありますけども行財政改革は、削減を優先させ、効率性を重視するという考え方の一方で、この議会改革に当たりましては、地域民主主義の実現で住民自治を充実させる目的であるということであります。そのための多様な住民が将来議員になりやすく、また活動しやすい、環境整備は必要であると私は考えておりますが、町の財政的な視点というとこから考えると、議員報酬の増減、増額幅に関してはですね、影響はなるべく少なくしながら増額できたらというふうに私は考えており

ます。続きまして町政の課題及び将来展望についてであります。大型公共事業や人口減少、財政課題等地域の課題はまだまだ山積しており、今後においても、課題解決に向けたより活発な議会が住民から求められていると感じております。このことから、議会力をダウンさせないために、より積極的な政策提言や監視、住民とのコミュニケーション機会をつくることが重要だと考えております。次に議員に求められる役割や責務についてです。今金町議会基本条例に定められている内容そのものが、今金町議会議員に求められている役割や責務として考えております。しかし現状の自分の活動内容を振り返ってみますと、この 2 年間の活動内容を振り返ってみますと、求められている役割や責務を果たしているかというふうに考えたときに、まだまだであるというふうに認識しており、今後においても議員として資質の向上などの努力が必要であると考えております。議長など役職報酬の考え方でありますけども、全国町村議長会が提唱している役職者の加算の方法が一つ参考になるかと思っております。二つありまして一つ目は、原価方式を改め当てはめる手法ということであります。我々もやりましたけども、皆さんやりましたけども、活動内容を踏まえた原価方式を役職者にも当てはめる方法、これはいろいろと参考とした資料ですね、その中に、メリット、デメリットも書かれております。その辺も加味してやるということであります。二つ目は、活動量の予測値に基づき算出する方法、役職者の責務を踏まえて、職務を踏まえて、活動量の予測値を立てて加算率を算出する方法ということもありますのでこの辺も配慮しながら、議論を進めていけたらと感じております。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。続きまして村瀬副委員長お願いいたします。村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　まず冒頭、今日の特別委員会で、前回までの流れをくんだそのような今日の特別委員会の中で、委員長が求めるものに対して全く振出しに戻るような答えといいますか、答弁が出てる、大変残念に思ってます。なぜなら、前回、皆さんと協議しながら、原価方式を取り入れる、一致いたしました。しからば何％でいくか、これも一致しました。そういうことで、それを一致として、町民会議に向けて、町民の理解を頂く努力をしますよと一致します。そういった流れを考えたときに、大変残念に思います。そういう中でありながら、行財政改革と考えたときには、私はそれは必要であって議会もそれはきちっと注視していかねばならないと思います。しかしながら、やはり私は、今後もっともっと若い、今金の将来を語れるような若い人たちに出ていただきたい。そして若い人なりの考えで、将来の今金を語っていただき、それを将来の行財政改革に生かしていただきたいということを考えると、やはりこの点では、議員報酬を上げながら、そういう活発的な若い人が参加できる体制を、先輩議員として、改選期に向けて、いつなるか分かりませんけども、基本的に私なりには改選期に向けて体制をしっかりとつくってやりたいという思いでは、議員報酬はやはり前回の考え方で臨むべきだと思ってますし、これから行う町民会議もしっかりと、その後の残された任期の中で、さらなる議会改革も、議長から出てますんで、そういうことも町民に訴えをしながら理解を頂けるように頑張ればと

思ってます。それから、基本条例との考え方ですけども、先ほど村上委員の話もありましたけども、私が１期のときにこの基本条例出来ました。そして、今日いろいろ皆さんで議題になっている件は、多分、先進地、栗山町での文言をそのまま取り入れてスタートいたしたと思ってます。ただ長い今までの中で、これらの議員報酬を上げるという議論をしたことがありません。ですから、この基本条例との整合性にぶつかったことはありません。

○１番（苅屋泰裕君）　そこまでいかないうちに、

○１０番（村瀬　廣君）　上げるべきでないということで結論に至ってますんで、今回、皆さんとともに上げるべきだという議論をした中で初めて、いろんな基本条例の文言にぶち当たりました。そういうことでは、私は、疑問に持つ点もあるかと思いますけども、その点は、幅広い解釈の仕方でもって今回は議員報酬を上げさせていただく、しかしながら今後において、そういったことがまたさらに出るようであれば、基本条例の文言の改正はあってもいいのかなと思ってます。それから、委員長から最後に出されました各議長以下の役職への差額ですけど私は基本的には、原価方式をやって率で言うとえっと思うような報酬額になってしまう。議長たちが。ちょっと疑問持ちました。そういった中では、一般議員の報酬がきちっと決まったならば、議長、副議長、委員長の手当については、基本的には今あるそのままでなくてもいいんですけども、差額を協議しながら考えていいんじゃないかなと思ってます。以上です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。本日、日置委員は欠席でございますが、文章を預かっておりますので、事務局より、発表していただければと思います。

局長、伊藤君。

○局長（伊藤靖徳君）　それでは日置委員から、3 点についての委員の考えということで、お預かりしてますので朗読します。1 点目の行財政改革の視点という部分で、最近特に理事者側から、財政が厳しいという話が出てきていますが、その最大の要因は、大型公共施設の建設が相次いでいるということに尽きると思っています。私はその都度、必要なものは建設もやむを得ないと思っていますが、その中で財政に負担が大きくなり過ぎないこと、さらには、将来の人口に見合った規模の建物にするべきと提言をしてきたつもりでいます。今後も計画されている施設もまだまだあるわけですので、今まで以上にしっかりと監視していく必要があると思っています。2 点目の町政の課題及び将来展望についてということで、財政をどのように立て直していくかということが大事だと思いますが、全国的に人口減少が問題になっている中、本町においても、ものすごい勢いで減少し続けています。このことに少しでも歯止めをかけていかなければならないわけですが、そのために必要なことは大きく分けると、三つあると思っています。1、1 人でも多く子供を産んでもらうための子育て支援。2、お年寄りが最後まで安心して暮らしてもらうための福祉医療の充実。3、若者に地元に残ってもらうための仕事場の確保、このことに尽きると私は思っています。三つ目の議員に求められる役割や責務についてですが、1 点目 2 点目の問題点や課題をしっかりと議会の中で意見を述べ、理事者や町民の皆さんとともに考えてい

くことに尽きると思っています。ということです。以上でございます。

○委員長（岸　徹也君）　今、委員の方々から御意見を頂きました。また御自身の発言に対して補足したい、追加したい、ちょっと言うのが漏れていたというものがあればお受けをいたしたいと思いますけれども、何かあれば。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　私も先ほど言いましたけども将来にわたって反対してるわけじゃないということをまず前段で申し上げました。ほかの町村で、我々、平成 19 年に議員になったときには、馬車賃だとか日当というのは廃止されたんですけども、いまだにそれが続いている町もあるという情報を聞きましてね。そうであればなっていう気はしておりますけども、その辺の馬車賃、それから日当を履行されてる町っていうのは、どの程度あるのか、局長分かりませんか。あ、車馬賃か。

○委員長（岸　徹也君）　伊藤局長。

○局長（伊藤靖徳君）　今おっしゃられました車馬賃ですとか、日当ですとかっていう部分が、今も支給されてる町は当然あると思いますが、それがどの程度あるのかっていうのは今ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、そこはちょっと時間が必要かなというふうに頂ければと思いますが、あるところはあると思います。管内的にもまだ残ってるところも確かあると思います。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員。

○９番（向井孝一君）　例えば檜山管内の町中でもそれだけのものがまだ支給されている町もあるということを、前提にしてお話しするのもいいのかなという気がするわけで、分かります、言ってること。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員、もう一度お願いいたします。

○９番（向井孝一君）　例えば、近くの町村では、日当が 8000 円程度支払われて、会議ごとにだよ。そういうのを計算していくと、大変大きな金額になるのかなという気はしております。で今金町は、全国的に地方議員の年金制度というのは平成 22 年に廃止されました。そういうこともあって、23 年か。そういうこともありますのでね。将来的に、こうやって上げるっていうことに対しては別に、反対はしません。ただそれを理論武装をしてきちっと町民に説明できるということをしていただきたいと。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。そのほか何か御意見があればお受けをいたしますし、先ほどの説明に補足をしたいとか、そういった類いの話で構いませんので、あればお受けをいたしますが、村上委員。

○７番（村上忠弘君）　この報酬を今、上げる根拠づくりの話を今してるんですよね。皆さんは 1 回目の聞き取りではもう上げる。上げるべきだという意見が多くてこの根拠づくり今までこうしてきて、その原価方式っていう形をつくって今数字を出したと。これを町民会議にかけると。それでここで 4 番目、町民の多様な意見を反映等を十分にっていう部分を考えるところになるんですけども、もしですよ、これ町民から、いやいや、そんな

理由なんか通らんと、上げるべきじゃないっていう意見が出たときには、町民の意見を反映することにするんですか。それとも、あくまでも聞き置くだけのことにするのか、その辺どうなんでしょう。

○委員長（岸　徹也君）　町民の意見を反映するというのはそのとおりだと思います。その上で、町民から多様な意見を頂いた後、委員の皆様方がどのようなお考えで、最終的な結論、報告、まとめに向かっていくのかということになるんだと思います。私の思いで、その報告書を作るとか、そういうことはありません。あくまでもこれは特別委員会ですから、委員の皆様方の思いがどのようなものになるのかというものを総合的にそれを判断をし、まとめの作業に向かいたいと、そのように考えています。

苅屋委員、。

○１番（苅屋泰裕君）　今のお話の中で、昨日ですね、ちょっとある町民の方にお話を伺ったんですけども、議会で全て決まるようなニュアンスで考えている方がおりまして、決定プロセスっていうことは町民の方から御意見を伺った後に、さらにまたこの委員会で話を揉んでですね、さらにそこから諮問機関に答申を求めるというプロセスを経るということで、この議会が全て決めるというようなニュアンスに伝わっているのであればそこはちょっと誤解が生じているのかなという感じもしますので、町民会議並びにその類を見ました町民との意見交換のときにはですね、それは明確に伝えていただけるようにしていただくと、今後の議論をしやすくなるのではないかと思うのでその辺をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　確かに町民の方はそのように、要は手続上の流れというものは知る由もないわけですから、まず一義的には関わっている議員の皆様、委員の皆様が、例えば町民の方とお話をする際には、きっと今までもそうされてるんだと思いますが、手続の話をされるということが１番まず早い動きなんだと思います。これがどのようにその手続を広報するのかという部分においては、ここに関しては全くそれを広報するようなものというのは現時点ではありません。ないので今苅屋委員のおっしゃることも、一つ、検討をする必要はあるのかなというふうには思います。ただ今後どのような形で、それが町民に知らせるべきなのかということは、また何らかの場面において議論することが必要ではないかなというふうには思います。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　僕が言いたかったのはですね、町民会議か、その類をなした町民との意見交換の場面で、こういうプロセスを経ますよということを伝えていただいたほうが、町民の方も、これ議員が全て、決めていくっていうような誤解が解けるのかなということなので、ぜひ町民会議において、その場面でも私はいいのかなと、これを新たに議会だより等に載せるということもひとつ丁寧なやり方かもしれませんが、直近、そういう場面があるかもしれないというときにおいては、そのような告知の仕方ということもあり得るのかなということでございます。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。町民会議がいつ、開催されるのかというのはまだ決定はしていませんが、そのときには、そのような動きをしていきたいというふうに思います。ほかに何か御意見あればお受けをいたしますけれど。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　先ほどのこの視点についての話にちょっと戻るんですけども、先ほど岸雅子委員が言っていた、適正化、適正水準、ていう言葉がありました。これ非常に、一つ考えうることだなというふうに思いまして、今回この積み上げ原価方式によって積み上げた金額から、乖離というものは相当、なかなかあるんだろうというふうに思っております。その中で、この議員が取り組む課題としては、さらに増大するだろうと、責務と職務自体は増大するんだろうと考えたときに、今の水準で果たしていいのかという議論は、これ非常に根拠立てする上において、有効だと思いますので、上げるというその言葉だけでいくと、なかなか伝わりづらい部分もあると思いますので、その辺を加味しながらですね、今後議論することがかなり有効的ではないかと思いますのでその辺の御配慮よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。委員長としても先ほど岸雅子さんから、報酬の適正化というお話が出てました。この部分っていうのは、一つ、柱になるべき言葉かなというふうに私も認識をしています。ですので、そこを一つの中心にしながら、町民会議というのがどのような、いつ行われるかまだ分かりませんけれども、話を、説明を、報告をしていきたいなというふうには思ってはおります。そのほかに何かあればお受けをいたしますけれど。

村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　委員長に質問いたします。3月答申を基本的に多分考えての特別委員会の開催を行っていると思いますけども、それを考えたときに、今日は多分皆さんで全会一致で議論しながら話しながら今までの議論を深め、まとめて、次に町民会議に臨むということを考えていると思います。そういった流れある中で、冒頭私も言いましたけども、まだ議員報酬を上げることについての原点も発言がありました。これを聞きながら、次は町民委員会望めるかどうか、どういう考えで臨むのかを委員長にお伺いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　今村瀬副委員長から御質問がございまして大変重要な観点だと思います。まず 1 点目の答申が 3 月というところにおいては、これ現時点では、そこを目指します。目指しますがそこに向けて動きますが、やはりこれは委員の委員会あってのことですので、それが 3 月になるのかそれともその先になるかというのは、これは現時点ではまず分からないということが一つあります。もう一つ、町民会議に向けてというお話がありました。先ほど岸雅子さんのお考え、いわゆる報酬の適正化という部分、この部分を一つの柱にしながら、私のほうで今までの特別委員会の経緯、またなぜこの今金町で報酬を上げる議論が今なされているのかも含めてですね。これは今言いましたけど報酬適正化という部分のお話に合わせますと、今までは、今議員の報酬というのは 17 万円で、

この根拠というものは大変これ探しましたけれども余り、はっきりとしたものはないわけです。いわゆる、類似団体もしくは近隣町の額に横並びで来ているものだというふうに私はそう認識をしています。しかし様々な仕事、業務量の多様化、議員の仕事の多様化、こういったものを考えて、疑問は常に持っていたわけです。過去の議会運営においても、そのような疑問を持たれてる議員の方も多く、様々な場所に視察に行って勉強をしたという経緯も過去にはございます。そんな中で、議長会、全道議長会からの決議、また原価方式という、新たな方式、これは完全なものではないと私も今の時点では思っていますが、現時点でその原価方式というものが全国的に方式を採用され、算定式が出されている流れが今出来つつあります。その原価方式というものを、今の今金町の議員の活動に当てはめたときに、先ほどから数字出てます 21 万なにがしというものがはじき出されてるわけです。そこには 3 万円から 4 万円、額の差があるということ。この 21 万なにがしっていうものは、今、議員の方が活動している仕事よりも多く欲しいと言っているわけではないわけです。今の活動に適正化、合わせたときに、この額になるよという数字でございます。ということは、17 万というのは、今の活動に対して低い額で、仕事をしてるということも同時に言えるんだというふうに思います。このあたりは、町民の方々には御理解頂けるかどうかというのはこれは分かりません。様々な町民の考えがあります。当然、今、委員の方が、川上委員なんかもおっしゃってました。いろんな今の生活の厳しい中で、そういう状況に上げるということには当たらないという考えも理解します。理解しますが、これから先、これ上げる時期というものがいつ上げるのかというのはまだ決まってはおりませんが、今後手を挙げて今金町の課題に向かって活動していただける議員の方のためにやはりその今いる議員がしっかり環境を整備してあげて、次手を挙げやすい状況をつくって行くということが私は大変重要なことだろうと。ここにいる議員の方が次の選挙、全員出ないかもしれません。もしくは全員出るかもしれません。全くそれは分からない話です。当然、町民の厳しい審判を受ける過程があるわけです。次の議員になられる方のために、今、我々ができること、大変厳しい課題ではあるが、町民の方に、しっかりと説明をし、理解をしていただくということも難しいかもしれませんけれども、今はこういう議論をしているんだということは伝えていきたいと、そう考えております。今ので、よろしいですか。ほかに御意見があればお受けをいたしたいと思います。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではないようですので、議題の 1 を終わります。

◎議題 2

○委員長（岸　徹也君）　次に、議題 2「その他」についてを議題といたします。

委員の皆様から何かあればお受けをいたしますが。ありませんか。

上村委員。

○4 番（上村　忠君）　今、特別委員会での議題になるかどうか分かりませんが、先ほど先

輩委員の方からもありましたけども、議会条例の見直しというものを、必要なってくるのかなというふうに、今のお話の中でも、かなり様々な意見が出たというふうに感じてますので、今回でなくても、要は、議長に答申する際の文言として、そういうものも、今後必要だという、答申の中身にそういうものを加えていただければなというふうに感じています。ということで、よろしくお願いします。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今の上村委員の話は正副委員長、また事務局と協議をし、最終的なまとめ案のときに、皆様方に提示できるように、考えています。その上で、そのものがどうなのかという議論をこの委員会の中でしていただければというふうに思います。その他について何かあればお受けいたしますけど。特になければ、次回の開催日程について協議をいたします。委員長案といたしましては、町民との意見交換、これは町民会議という形になるんだと思いますが、町民との意見交換の後、実施をしたいと、これ町民との意見交換の日程というのが現時点ではまだ見えておりませんので、いつ頃ということはなかなか明言はできませんが、できれば 2 月の中旬頃を予定をしております。町民との意見交換が終わり次第、2 月の中旬頃、開催をしたいというふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　町民との意見交換が 2 月中旬頃。まだ決まってないということは、次回はその後っていうことではないというですね。

○委員長（岸　徹也君）　意見交換が終わった後。

○１番（苅屋泰裕君）　次の特別委員会は 2 月中旬ってことですか、いずれにしてもですね、今、今日の委員会の感じで僕の解釈でいきますと、これ町民の方々に提案する段階ではまだないような気がちょっとしておりまして、理由としては、委員さんの中にも、否定的な方もいらっしゃったり、肯定的な方もいらっしゃる中で、ある程度すべて一枚岩というふうにはならないのかもしれませんが、委員全員がある程度理解をした状態ということにはまだなってないような気は、いたすんですが、その中で、もうこれから町民との意見交換に臨むのはちょっと難しいような気はするんですが委員長のちょっとお考えをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（岸　徹也君）　一枚岩になってないというお話がありまして、私はそれで、そういうものだというふうに現時点においてはそう認識をしています。様々な考えがあってそれは当然だろうと。意見を町民との意見を聞く場面ですから、まだ最終的な決定報告書というものはまだ案もできていない段階ですから、多様な意見があって、現時点では、これは致し方ないものだろうというふうに考えています。ただし、おおよその方向性というのは決まっています。おおよその方向性が決まっている中で、町民との意見交換に臨みたいというふうには思っております。当然今の時点で委員の皆様方の意見が、少しいろいろあるということは承知の上でのことだと私も認識しています。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　それが次のこの委員会の間にあるかもしれないと。無いかもしれませんが、っていうときに、どのような、町民にプレゼンテーションをしていくのか、提案していくのか。ということが、我々のこの委員の間で認識できるような、物がある程度欲しいなというふうには思うんですよね。ていうのは、今の状況で、見直しに関する、ほかの政務活動費もあります。その辺も含めて、どのように町民の方々に伝えていくのかっていうのが、僕の感じだといまいちまだちょっと理解できないなというところもありますので、その辺というのは詰めなくてもいいのかなってちょっと思ってるんですけどその辺の考えをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員。

○９番（向井孝一君）　苅屋委員が心配するのはもっともな話だと思います。しかしながら、最初からこれに偏った特別委員会でやってきて、本来であれば、町民会議やったら、当然、定数はどうすんのよとかっていういろんな意見出てくると思うんですね。やはりそれに対して第 2 弾の特別委員会の対応をしていくっていうスタンスしかないのかなって気はしております。これからの進めですけども、今、これ終わった後に、委員長と局長で、議運の日程をまず決めて、その中で、当日の進め方を協議していくっていうスタンスになります。そういうことでよろしくお願いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　先ほど苅屋委員の御質問だったんですけれども。現時点において、委員の考えというのは、様々あります。しかし、おおよその方向性は決まっています。まずこのラインで説明をするという形になります。当然、町民からの質疑というものもあるんだと、そう思っておりますので、その中で私のほうで今まで特別委員会が開催され、そして委員の皆様方からのいろんな御意見を頂いたものを、それを一つの説明の材料として、使わせていただくという形になると思います。町民との質疑、この特別委員会の内容においての町民との質疑、意見交換、質疑においては、基本的に私のほうで、全て対応しようというふうに現時点では考えております。この特別委員会の中身の部分の内容においてはですね、それ以外の部分においてはこれはまた、議運で協議するものだというふうに認識をしています。苅屋委員の御心配の部分というのも当然理解はしますので、そこの部分に関して現時点においては、いつ、どのような形で、それを皆様方に提示するというものは何もないわけですけれども、先ほど言ったように大きな方向性をもとに、町民に説明をしていく。今までの特別委員会の経緯、流れというものを説明をし、そして意見を頂くということになるんだと思います。それでは、もう一度繰り返しますが、次回の特別委員会は町民との意見交換が、終わった後、これが 2 月の中旬頃ということになるかと思いますが、そこは町民会議の日程が決まり次第、日程は確定をしていくということになろうかと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　それではそのように決定をいたします。

◎閉会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会：10：06